このため、それぞれの国の国民が他方の国において、長期にわたり主として休暇を過ごし、かつ、旅行資金を補うために付随的な側面として仕事に従事することを可能にすることを意図する「ワーキング・ホリデー制度」（以下「本制度」という。）を両国の間で実施することを意図して、次の共通認識に達した。

1　双方は、他方の国の国民に対し、当該他方の国の国民が以下に掲げる全ての要件を満たすときは、それぞれの国内法令の枠組みにおいて、本制度に参加するための一時滞在査証又はワーキング・ホリデー査証を発給する。

(i)　査証申請時に他方の国（以下「派遣国」という。）に居住する当該派遣国の国民であること。

(ii)　入国の日から一年を超えない期間、主として休暇を過ごすために他方の国（以下「受入国」という。）に入国する意図を有すること。

(iii)　査証申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が当該査証又はその他の査証を所持する場合を除く。）。

(v)　派遣国の有効な旅券及び帰国のための切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(vi)　受入国における滞在の当初の期間に、受入国において生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(vii)　国内法令に従って十分な健康保険に加入していること。また、本制度の日本国及びチリ共和国からの参加者は、入院及び死亡した場合の送還を含め、それぞれ日本国又はチリ共和国における滞在期間中有効な傷害及び健康保険に加入することが求められる。

(viii)　滞在終了時に受入国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこと。

(ix)　以前に日本国とチリ共和国との間の本制度に参加したことがないこと。

(x)　健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。

2　1に定める全ての条件を満たすことが、一時滞在査証の所持者の滞在がチリ共和国にとって有益又は有利であるべきとするチリ共和国の法的要件を満たす。

3　(i)　日本国からの参加者による一時滞在査証の申請は、在日本国チリ共和国領事使節団において行われることが必要とされる。

(ii)　チリ共和国からの参加者によるワーキング・ホリデー査証の申請は、在チリ共和国日本国大使館において行われることが必要とされる。

(iii)　必要な場合には、申請者は、資格を決定するために受入国の大使館又は領事使節団の代表者による面接を受ける。

4　申請者は、受入国の言語の知識の欠如のみを理由として1にいう査証の発給を拒否されない。

5　双方は1にいう有効な査証を所持する派遣国の国民に対し、本制度の参加者として入国の日から一年間、受入国に滞在することを許可する。双方はまた、本制度の参加者に対し、休暇の付随的な活動として旅行資金を補うために、受入国において効力を有する法令に従い、別個の就労許可なしに就労することを認める。本制度の日本国からの参加者は、チリ共和国の出入国管理に関する現行の法令に従い、チリ共和国の一時滞在査証を一度に限り延長することができる。本制度のチリ共和国からの参加者は、当初許可された滞在期間を超えて日本国に滞在することは認められない。

6　本制度の参加者は、受入国に滞在する間、受入国において効力を有する法令を遵守することが求められ、かつ、本制度の目的に反する仕事に従事してはならない。

7　本制度の参加者は、受入国の文化及び一般的な生活様式を学ぶために、受入国の関連の法令に従い、短期間の語学講座又は類する講座に参加することができる。

8　双方は、他方の国の国民に対し発給する1にいう査証の数を毎年決定し、他方に対し、この数を外交上の経路を通じて通報する。

9　双方は、この協力覚書の全部又は一部の実施を公の政策上の理由により一時的に停止することができる。このような停止は、外交上の経路を通じて他方に直ちに通告される。

10　双方は、この協力覚書の下での諸措置の終了の少なくとも九十日前までに、他方に対して外交上の経路を通じて書面により通告することにより、この協力覚書の下での前記の諸措置を終了させることができる。双方は、そのような終了の日において、本制度の参加者として受入国に滞在するための有効な査証が発給された、又は5に従い受入国における滞在が認められた派遣国の国民の入国又は滞在の希望について好意的な考慮を払う。

11　この協力覚書は、国際法上の法的拘束力を持つ権利又は義務を生じさせるものではない。

12　双方は、この協力覚書の運用の開始のためのそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて通報する。この協力覚書は、いずれか遅い方の通報が受領された日の後三十日で運用が開始される。

二千十七年十月十八日に東京で、英語により本書二通に署名した。

日本国政府のために
佐藤正久

チリ共和国政府のために
グスタボ・アジャレス

○外務省告示第六十九号

平成三十年二月二十二日にバンコクで、タイ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がタイ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　佐渡島志郎在タイ大使

タイ側　スパットラー・シーマイトリーピタック外務省タイ国際協力機構局長

平成三十年三月六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第七十号

インドネシア共和国政府は、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定について、同協定の効力発生に必要な自国の国内手続が完了した旨の通告を、平成二十二年一月十九日に我が国に対して行った。よって、同協定は、その第七十九条の規定に従い、平成二十二年三月一日に我が国とインドネシア共和国との間において効力を生じた。

平成三十年三月六日

外務大臣　河野　太郎

○文部科学省告示第六十号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号ロの規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月六日

文部科学大臣　林　芳正

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二関西学院大阪インターナショナルスクールの項の次に次のように加える。

コリア国際学園	大阪府	高等部の第二学年及び第三学年の課程に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年十一月一日から適用する。

○文部科学省告示第四十一号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第五条第一項の規定に基づき、平成三十年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月六日

文部科学大臣　林　芳正

一　教科書展示会の開始の時期　平成三十年六月十五日

二　教科書展示会の期間　十四日間